

令和4年第2回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会

令和4年7月19日 午後2時00分開議

議事録

議長 議長の方から議員の皆さんにご相談があります。会議が長時間になることもありますので、必要な方は水、茶等のペットボトルの持ち込みを許可したいと思っておりますけれど、これについて、いかがでしょうか。皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。マスクして息苦しい時もありますので、これからの会議はそういうふうに、茶、水等ですね、ペットボトルを持ち込んでも構わないということで議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

(「コーヒーはなしですか」)

議長 一応、ペットボトルにコーヒー入れるなり、ステンレスの、なんですか、ボトルに入れて。コーヒーと言ったら事務局にサービスしてくれという形になりますとまずいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それではですね、会議に入ってまいりたいと思いますが、開会に先立ち、事務局より報告の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。事務局長。

事務局長 はい。このたび本年4月1日付で当施設組合の事務局長を拝命致しました永岡秀作と申します。よろしくお願ひ致します。

臨時会開会の前にご報告を致します。本組合議員の松延隆俊議員が本年5月27日付で辞職され、新たに飯塚市議会より同日付で秀村長利議員が選出されております。また本年4月17日投開票の嘉麻市長選挙におきまして赤間幸弘氏が当選され、同年5月9日、正副組合長会議で互選の結果、引き続き本組合の副組合長として就任されておられます。以上で報告を終わります。

議長 では只今から、令和4年第2回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会を開会致します。なお、古本俊克議員、小幡俊之議員から欠席の届け出がっておりますので、ご了承ください。まず初めに、組合長のご挨拶をお願い致します。組合長。

組合長 皆さん、こんにちは。本日、令和4年第2回ふくおか県央環境広域施

設組合議会臨時会を開催致しましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の臨時会に提案致します案件は、専決処分の承認に関する議案、令和4年度補正予算に関する議案、以上2件でございます。はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 それではお手元に配布されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席と致します。

議長 日程第2、議席の指定についてですが、議長において欠番のみ指定します。新議席に係る議員の氏名と議席の番号を、事務局長より告知させます。事務局長。

事務局長 告知致します。5番、秀村長利議員。以上でございます。

議長 ただいま告知しましたとおり議席を指定致します。

議長 日程第3、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、
4番守光博正議員、5番秀村長利議員の両議員を指名致します。

議長 日程第4、会期の決定を議題と致します。おはかりします。今回の臨時
会の会期は本日1日間と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。したがって会期は1日間と決定致しました。

議長 日程第5、常任委員会委員の選任についてですが、お手元に配付してお
りますとおり、第2常任委員会にて1名の欠員となっておりますので、委員を選
任したいと思います。なお、選任の方法についてですが、本組合議会が準用して
おります飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長において委員の指名
を行いたいと思います。お諮りいたします。議長において委員の指名を行うこと
にご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって議長において委員の指名を行うことに決定致しました。委員会名簿配付のため暫時休憩と致します。

議長 お手元に名簿の配付漏れはありませんかね。よろしいですか。はい、会議を再開致します。常任委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定致しました。

議長 日程第 6、「議案第 5 号、専決処分（専決第 1 号）の承認を求めることについて」を議題と致します。直ちに説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは「議案第 5 号、専決処分（専決第 1 号）の承認を求めることについて」、ご説明させていただきます。資料につきましては議案書ですね、1 ページ、2 ページ、3 ページとなっております。そちらの方、ご参照ください。

それでは本専決処分につきましては令和 4 年 2 月 24 日付で、令和 3 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したもので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求められます。

補正予算の内容は、循環型社会形成推進地域計画策定業務に要する経費 93 万 5000 円を、工期の関係で繰越明許費とするため専決処分したものでございます。机上に配付致しております議案第 5 号関係参考資料をお開きください。循環型社会形成推進地域計画について概要を記載した資料でございます。

1 ページの上段に「策定の目的」を記載しております。目的の 3 行目に、地域計画が環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する上で、その策定が必須となる計画であることを記載しており、中段囲みに、循環型社会形成推進交付金交付要項（抜粋）にその規定をお示ししております。その下段には、主な掲載すべき事項、また次のページに今後のスケジュールを記載しております。地域計画は、11 月に県へ提出し、県から環境省へ提出となります。また地域計画は、新ごみ処理施設の建設候補地が決定しないと発注ができなかったため、工期が年度を繰越すことが見込まれたことから、繰越明許費とさせていただいたものであります。説明、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論、ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認められますので、討論を終結致します。これより採決致します。おはかりします。「議案第5号、専決処分（専決第1号）の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって「議案第5号、専決処分（専決第1号）の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして日程第7、「議案第6号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について」、議題と致します。直ちに説明を求めます。総務課長。

総務課長 はい。総務課長。それでは「議案第6号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明致します。補正予算書のですね、1ページをお開き願いたいと思います。

第1条におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ 43 億 7485 万 7000 円とするものであります。

今次補正予算の内容としましては、本組合の事務局であります、ここ管理棟の議場・事務局の Wi-Fi 整備に要する経費を補正するものと、施設再編に伴い令和 5 年度から穂波苑を外部委託にするため、運転・管理業務委託費を債務負担行為とするものであります。

それでは補正予算書の 8 ページをお開きください。最後のページになります。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 12 節委託料において、管理棟 Wi-Fi 構築及び電話設備移設業務委託料として 200 万円を計上させていただいております。内訳と致しましては、総務省が推進致しております地方公共団体の Wi-Fi 環境の整備の観点から、当組合の管理棟に Wi-Fi を整備するもので、Wi-Fi 機器設置業務委託と致しまして 183 万円、また併せまして事務局の効率化をはかるため、再編建設推進室を管理棟に移転集約するための電話機等移設に要する経費として 17 万円を計上させていただいております。

議案資料のですね、参考資料 A をご覧ください。配置図が出ているものでございます。議場・事務局の Wi-Fi 整備箇所ですね、平面図を付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、1 ページ前の 7 ページ、すみません、補正予算書の 1 ページ前、7 ページをお開きください。先ほど歳出でご説明致しました管理棟 Wi-Fi 構築及び電話設備移設業務委託料の充当財源と致しまして、4 款 1 項 1 目財政基金繰入金の第 1 節基金繰入金に 200 万円を計上させていただいております。内容と致しましては、今回充当する予算が総務費となるため、構成団体全てでご負担いただくこととなるため、該当する基金として旧飯塚桂川と旧県央し尿処理施設分の財政調整基金を取り崩して繰り入れするものであります。

次に戻りまして 4 ページをお開き願いたいと思います。「第 2 表、債務負担行為」をご覧ください。

穂波苑運転及び維持管理業務委託を、令和 5 年度から 9 年度までの 5 カ年度で、限度額を 7 億 5000 万円として債務負担行為を設定させていただくものであります。穂波苑の外部委託につきましては、今年の 2 月定例会で、環境施設等再編整備基本構想の策定状況でご報告させていただきましたが、今回、債務負担行為を設定させていただくにあたり、詳しく説明させていただきます。

資料の 3 枚目をご覧くださいと思います。追加資料のですね、3 枚目をお開き願いたいと思います。議案 6 号関係参考資料の B と、右肩の方に記載され

たものでございます。

当組合が管理致します 14 の施設のうち、リサイクルプラザと穂波苑だけが直営となっております。効率的な運営を図るため、穂波苑について令和 5 年度から民間事業者へ運営を包括委託する方針としております。

次に、債務負担行為と致しまして計上致しております 5 カ年度の限度額の積算内容についてご説明致します。経費と致しましては、施設の設備機器の運転操作・保守業務に係る人件費、また年間に使用する処理薬品、燃料費、機器設備整備費、当施設の主設備であります生物膜処理の交換用生物膜の購入費等の用役費、外部へ業務を委託します警備、消防設備、エレベーター、電気保安等、保守点検等、各種委託業務に要する経費等について積算を行い、算出致しております。

令和 5 年度から穂波苑は包括業務委託ということになりますが、本組合では、同じし尿処理施設であります嘉麻浄化センターにおきまして包括業務委託にて民間事業者へ運転管理を行っており、効率的な運営が行われております。

なお、議決をいただきました後のスケジュールにつきましては参考資料 B のとおり予定しております。今後、募集・選定基準等を策定し、地域要件、資格要

件等を付して公募を行い、プロポーザル形式で業者の選定を12月中旬までに終わりたいと考えております。またその後、引き継ぎ期間等を設けまして、令和5年4月から民間への委託に移行したいと考えております。説明については以上でございます。

議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、江口議員。

江口議員 包括委託ということなのですが、この実施によって経費的にどのくらい変わってくるのか、それと職員についてはどの程度、減というふうな形になるのか、また併せて審査はどういった体制でやるのか、その3点について、お聞かせいただけますか。

議長 はい、総務課長。

総務課長 年間ですね、効果額と致しましては、概ね300万円程度と予定しております。2番目の質問でございますが、現在、7名の職員がおりますけれども、基本的には配置転換等を行いまして、それぞれの別の施設への配置を考えております。審査につきましてはですね。飯塚市のプロポーザル方式の実施に係るガイドラインを基にですね、外部委員等を含め、委員さんを選定致しまして、選考

を行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長 他に質疑ありませんか。6番、江口議員。

江口議員 経費の減は300万円程度ということなんですが、これ、10年で7億5000万円でしたっけ。

総務課長 5年です。5年。

江口議員 ごめんなさい、5年で7億5000万円ですね。そうすると、そんなにまで費用的なマイナスとしては、さほど大きくないのかなと思うんですが、参考のために嘉麻の浄化センター、こっちの方で経費的にも安く上がっているという話だったんですけど、嘉麻の浄化センターは何年間の包括委託をやっているのか、お聞かせください。

議長 総務課長。

総務課長 はい。嘉麻の浄化センターにつきましては、基本的にですね、5年間の委託契約を致しております。効果額につきましては、今、手持ちの資料がないんですけども、また追って報告はさせていただきたいと思っております。

議長 6番、江口議員。今の答弁でよろしいですか。答弁を詳しく求めるなら

暫時休憩致しますけれど。6番、江口議員。

江口議員 経費減が300万円程度になるというのは、嘉麻浄化センターと比較して同程度なのか、その点、分かりますか。

議長 暫時休憩します。

議長 会議を再開します。事務局、答弁をお願い致します。

事務局長 はい、議長。それではお答えさせていただきます。只今確認致しましたところ、嘉麻浄化センターにつきましては同程度ですね、年間で300万円程度の効果があるようになっていきます。ちなみに今回の穂波苑の効果額ですが、先ほど300万円とお答えさせていただきましたけれども、5年間の債務負担行為になりますので、合計で1500万円程度ですね、効果が見込まれると考えております。以上でございます。

議長 はい、6番、江口議員。あ、すいません、再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。はい、それではこの穂波苑の民間委託に至りました元々の経緯でございますが、先ほど総務課長の方もご説明させていただきましたように、現在、当組合管内において運営しております各環境施設等の中で

も、従来の飯塚市の直営でございましたリサイクルプラザ、それからこの穂波苑、2箇所のみが直営で運営を行っております。ただし、この直営の施設の中で、現在、業務職員が年々減少してきている状況がございまして、この施設全てをどのように効率的に回して行くか、運営していくかということを検討した中で、リサイクルプラザにつきましては現在、新たなごみ処理施設の建設を推進している過程の関係上、令和11年度までの稼働を目標として運営をしているところでございます。この穂波苑につきましては、現時点では長くですね、必要な限り施設の運営を続けていく方針としておりますので、この2施設の委託や今後の運営のあり方について、先に環境施設等再編整備基本構想の検討の中において、どちらの方が、どのような形で運営を継続していくかということを検討致しまして、リサイクルプラザの方に穂波苑からの職員を配置ということで、穂波苑の民間委託を計画し、先に提出をさせていただいたものでございます。このような形で、現在、穂波苑で勤務しております直営の職員につきましては、他の施設に適切に配置し、今後も継続していくと、勤務を継続していくということで考えております。以上です。

議長 6番、江口議員。

江口議員 嘉麻の浄化センターの経費削減額は同程度の300万円ということ
なんだけど、嘉麻の浄化センターの処理能力と、穂波苑の処理能力というのはか
なり違うわけですよ。嘉麻の浄化センターの5年での契約額というかね、5年
の委託額というのは、どの程度なんですか。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 はい、お答えさせていただきます。総額でと言うのはですね、資料
として今、すいません、持ち合わせていないんですけども、嘉麻の浄化センター
も一応、包括ですから効果的な運営をということ、また今回の穂波苑も包括でと
いうことで効果的な運営という形で、確かに議員さんが言われるとおりですね、
処理能力についてはですね、差異がございます。内容につきましても若干、こち
らとして計上するもの、また嘉麻浄化センターで計上してないもの、内容的に若
干の差異がございますので、単純に比較という形はですね、非常にしがたいとい
うことで、お答えさせていただきたいと思います。以上です。

議長 6番、江口議員。

江口議員 差異があるのは承知してはいますが、ただ処理能力でいうと2.5倍なわけでしょう。穂波苑がね。それで同程度の経費削減額だからと言われても納得し難い部分があるわけです。試行の段階で結構なので、その点については、例えば嘉麻の浄化センターの2.5倍すると、今回の穂波苑の提案自体に関しては2%の削減ですよ。

総務課長 そうですね、はい。

江口議員 ところが処理能力だけ考えると、もしかしたら嘉麻浄化センターでは5%、6%削減が出来ているかもしれないわけでしょう。ですよ。となると、実際に今回委託する時の金額が十分な効果が見込めるものとなるように、その点、しっかりと注意をしてやっていただきたいと思っております。

議長 要望でいいですね。はい。他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終了致します。これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認められますので、討論を終結致します。これより採決致します。おはかりします。「議案第6号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって「議案第6号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに決しました。

議長 日程第8、報告事項について。報告第5号について、報告を求めます。
総務課長。

総務課長 はい、総務課長。では「報告第5号、繰越明許費繰越計算書（令和3年度ふくおか県央環境広域施設組合）について」、ご報告させていただきます。資料と致しましては報告書第5号となります。本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整したので議会に報告するものであります。

内容と致しましては、先ほどご承認をいただきました、令和4年2月24日付で専決処分致しました2款総務費、1項総務管理費で循環型社会形成推進地域計画策定業務に関する経費、また令和3年9月16日付で専決処分致しました3款衛生費、2項清掃費で、飯塚市環境センター貯留槽防食処理等業務委託に関する経費について、令和3年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものであります。報告は以上でございます。

議長 報告が終わりました。只今の報告について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 報告第6号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。はい。それでは「報告第6号、新ごみ処理施設建設候補地の地域との調整の進捗状況について」、ご報告させていただきます。右上に、報告第6号資料①としておりますA4縦、2枚綴りの資料をお願い致します。この報告事項につきましては、現在、当組合が進めております「新たなごみ

処理施設の建設推進」に伴い、施設建設候補地に選定させていただいております桂川町九郎丸区と生産森林組合、森林組合、農業生産組合の各関係団体の皆さまとの調整の進捗状況、及び今後の実施を予定しております取り組みのスケジュール案についてご報告させていただくものです。

この資料①につきましては、今後のスケジュール案について、大きく①から④の4項目に整理し、お示ししております。まず①の項目は、現在、地域に設置をいただいております地元と関係団体の代表者12人で構成されております建設委員会との調整におきまして、同会の皆さまからのご意見等をうかがいながら、この施設建設に係る地域振興策などに対する協議を、今後できるだけ早期に着手し、令和5年度にかけて、必要に応じ、適宜開催いただきながら調整を図っていくように計画しているものでございます。

次に、②と③の生産森林組合所有地に関する項目についてでございます。当該施設建設の候補地の一部に見込んでおります、現在の桂苑の施設敷地に隣接致します生産森林組合所有の山林の有償譲渡に関する協議をこれから開始させていただくため、本年8月末までを目途と致しまして鑑定評価を実施し、その結果を基に交渉を進めさせていただきたく計画をしているものでございます。

また③の項目は、先ほどの生産森林組合のほか、当該取得予定地の立ち木の所有権者となります森林組合の皆さま、それからさらには現在確認しておりますが、個人所有地1筆が近隣にございますので、その地権者を含めます各権利者の方々との用地取得への交渉を、8月から順次取り組んでいくように計画しているものでございます。

次に、この資料の2枚目に綴っておりますA3横の資料②をお願い致します。

この資料につきましては、先ほど資料①でお示しをさせていただきました今後のスケジュール案のほか、これまでに行ってまいりました取り組みの進捗状況も併せて整理しているものでございます。資料中、上下に2段の構成で整理しております。

まず、上段の「地域と関係団体との調整」では、昨年12月に地元の九郎丸区と生産森林組合等の関係団体の役員の方々への説明会を実施させていただきましたが、その後、新型コロナ感染拡大の影響によりまして、当初計画しておりました九郎丸区の住民説明会を開催できないままに、地元の年度変わりの役員改選が行われたということもございまして、改めて本年4月23日に、新たな地域の役員の方々に向けて説明会を実施させていただいたところでございます。そ

の後、5月22日に同区の住民の皆さまを対象に、桂川町住民センターにて住民説明会を開催させていただいております。しかしながら当日の参加者が比較的少なかったということがございまして、改めて6月7日までの期間に、桂川町さんのご協力をいただきながら、同区の全戸に対し資料配布を実施して、この施設建設方針に關します周知を行なってきております。この資料配布の実施以降、当組合と桂川町担当課の方に、この施設建設方針に關します反対されるご意見等は特に寄せられていないというのが状況でございます。

次に、7月上旬に記載しておりますが、現在、地域では九郎丸区、及び関係団体の役員の代表者で構成されております地域の建設委員会を7月2日に発足いただいている状況でございます。今後、できるだけ早期に、この①と付して記載しておりますが、この建設委員会の方々との協議による調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また10月以降のスケジュール案として、同様に①と付し、点線で表示してお示ししております同委員会との調整・協議、その2の取り組みは、施設の建設において今後必要になると見込んでおります搬入道路の取り決めや、必要な道路の改修・整備等、また設備等ですね、整備に關します協議、さらには新たな処

理施設開設後に、ごみ処理によります熱利用等に係ります地域振興策等につきましても協議等を進めながら、必要に応じて地域の皆さまのご意見をお聞きし、次年度にかけて、令和 5 年度にかけまして、適宜開催させていただくように計画しているものでございます。

それから、下段に記載しております「地権者所有地の取得」につきましては、先ほどの資料①でご説明させていただきました内容を、②から④の番号を付して今後のスケジュール案としてお示しをしているものでございます。先ほどの資料①の項目と重複しますので、ここではご説明を割愛させていただきます。

事務局と致しましては、新たにごみ処理施設の建設候補地に関します地域との調整につきまして、只今ご報告をさせていただきました今後のスケジュール案に沿って、令和 4 年度中に、地域の皆さまのご了承をいただくことを目標として、今後も慎重かつ丁寧な調整に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、「報告第 6 号、新ごみ処理施設建設候補地の地域との調整の進捗状況について」のご報告でございます。

議長 只今の質問について質疑ありませんか。

林議員 はい。

議長 14 番、林議員。

林議員 新たな焼却炉建設について、地元九郎丸の住民の方には、中には仕方のないことである、早め早めにやっていこうと言っただけの方もおられます。しかし一方、それはじっくり地元民の意見を聞きながら丁寧にやっていこう、早急にすべきではない、性急にすべきではない。こういう意見もあります。で、実際、意見をまとめるためには後者、性急にすべきではない、これを尊重しながらやっていくべきだと思っています。で、ここに書いてある 2 番、3 番、4 番、森林の所有地購入に関する協議とか、鑑定評価、地権者との交渉、これはまず地元民の OK が取れてからの話でいいのではないかと。そうすべきであると私は思いますけどね。いかがですか。

議長 再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。今、質問議員が言われてありますような、地元の方々の声もあるということで、本日、お聞きすることができて、ありがたいと考えております。このごみ処理施設の建設につきましては、計画から施設の稼働までが長期間を要す。しかしながら、この国の交付金の申請とかですね、年に 1 回しかないとか、そういう時間的な制約等もありながら事業を進めているところ

がございます。しかし、地権者の皆さまの性急に進めるべきではないという意見等も尊重させていただきながら、今後はですね、内部にて慎重かつ丁寧な対応を行いつつ、できるだけ地元の皆さま、双方の方々に、全ての方々にご了承いただきながら、できるだけ早いうちにご了承いただけるように、慎重に進めていきたいと考えているものでございます。

議長 はい、14番、林議員。

林議員 気持ちは分かります。先ほど、できるだけ早期にと2回言われました。私も、今までずっと、できるだけ早期にするべきであると言ってきましたけれども、それは地元の交渉においてはですね、あまりに早急にやりすぎると間違いを起す。それはやはりじっくり丁寧にやっていかんと大変なことになります。補助金なんかもですね、地元の同意が得られなければ補助金も何もないわけです。その辺はじっくり考えて、早急にしすぎないようにしていただきたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

議長 報告7号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。では「報告第7号、一般廃棄物処理施設整備検討会議の設置について」、ご報告をさせていただきます。右上に、報告第7号資料①としておりますA3、3ページ綴りの要綱案の資料をお願い致します。この一般廃棄物処理施設整備検討会議の設置は、資料1ページの第1条の条文に記載しておりますように、新たなごみ処理施設の建設推進に関しまして、今後必要となります国の交付金を活用する上での循環型社会形成推進地域計画のほか、その後、施設整備に関しまして具体的な内容を整理致します施設整備計画の策定に向けまして、外部有識者や関係機関、及び団体の代表者、構成市町の担当職員の方々から幅広いご意見等を聴取しながら、そのご意見等、計画策定に反映していくために設置する会議体でございます。

要綱案全体の説明につきましては、ここでは割愛させていただきたいと思っておりますが、第3条の組織と、第4条の任期にお示しをしておりますように、委員数は13人以内、任期につきましては新たなごみ処理施設の建設に係ります計画の策定が終了するまでの期間として設置をさせていただきたいと考えております。

本資料の3ページをお願い致します。この資料につきましては、当該検討会議で想定をしております委員構成をまとめている案になります。まず、学識経験者

と致しまして、近畿大学、それから北九州市立大学からの教授等がそれぞれお一人。それに県職員として嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の担当課長、それに構成市町からの環境施設等を所管する担当部課長、または総務、企画、財政部門を担当する部課長級の職員ということで、この委員構成を想定しております。

なお、このたび設置をさせていただきます当該検討会議につきましては、ごみ処理施設の建設に特化した内容の検討をいただくこととなりますことから、構成市町からの委員の選出は飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町に依頼をさせていただいているところでございます。

また、これから進めてまいります計画策定への検討、及びご意見等の聴取におきましては、今後必要となりました場合に、現在、施設建設の候補地として調整をいただいております地元桂川町九郎丸区、及び関係団体の代表者の方、その他関係団体等の代表者の方々にも参加をお願いし、当該検討会議の効果的な運営に努めてまいりたいと考えているものでございます。

では、右上に報告第7号資料②としておりますA4横のスケジュール案の資料をお願い致します。この資料につきましては、当該検討会議の本年度におきます今後のスケジュール案を上段に、また新たなごみ処理施設の建設に関して国

の循環型社会形成推進交付金を活用する際に必要となります計画策定、それからその関連の事務に対します大まかなスケジュールを下段に整理した資料でございます。

詳しい内容の説明は省略させていただきたいと思いますが、まず上段の検討会議につきましては、今後、できるだけ早い段階でこの会議体を設置し、8月中旬から9月にかけて、現在、策定を進めております循環型社会形成推進地域計画についての検討を、2回程度開催するように計画しております。3回目以降の開催につきましては、この計画を環境省に提出した後、修正等の必要が生じた場合、必要に応じて開催していくように考えております。また、下段の方に整理しております現在策定している地域計画、循環型社会形成推進地域計画に関しましては、本年10月までには策定に目処をつけまして、11月ごろには現在見込まれております県を通じた環境省への提出を行い、以降、概算事業費の同省への交付申請等の事務も進めていくスケジュールを計画しております。

なお、このたび設置致しますこの検討会議につきましては、本年度は新たなごみ処理施設の建設におきまして、国の交付金活用に対し必要となります循環型社会形成推進地域計画の内容の検討に特化して開催を行っていただくように計

画しております。令和5年度もこの施設整備計画の策定に向けて、開催の方を継続して行っていただき、幅広いご意見等の聴取を通じ、これから策定します関係計画への反映を進めてまいりたいと考えているものでございます。

以上、「報告第7号、一般廃棄物処理施設整備検討会議の設置について」、ご報告でございます。

議長 報告が終わりました。只今の報告について質疑はありませんか。6番、江口議員。

江口議員 はい。この検討会議は附属機関ではないのですか。附属機関だったら、当然、条例設置だと思うんですけど、条例設置ではない理由についておっしゃっていただけますか。

議長 再編建設推進室室長

室長 はい、再編建設推進室室長。質問議員、言われますとおり、この検討会議の設置につきましては、附属機関としての設置ではなく、要綱に基づきます会議体としての設置を、今のところ検討しております。その理由と致しましては、この地域計画の策定、それから今後策定致します施設整備計画につきましては、必ずしもそれら諮問機関、附属機関からの意見等を策定の過程において必要と

する内容のものでもございませんので、実際のところ、策定した方がいいのではないかという検討を内部では行いましたけども、このたびにつきましては要綱に基づいた会議体として設置するように決定をさせていただいたところがございます。

議長 よろしいですか。6番、江口議員。

江口議員 要綱である理由が、今言われたのでは非常にクリアにならないんですよね。実際にスタートしてから後でもいいので、改めて附属機関とすべきであるのか、改めて執行部の方で検討してやっていただきたいと思います。

議長 はい、要望ですね。他に質疑ありませんか。3番、上野議員。

上野議員 要綱案の第2条第2項具体的にどのような事項を検討するのかお聞かせ願えますか。

議長 はい、再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。第2条第2項でございますけども、第1条の計画策定、これについては必ずしも作らなくてはいけない計画とかをご検討いただくんですけども、その他、今後、施設整備に関しまして、色々と設置致します設備、それからその後出てまいります処理方式の検討、そういったものについて

も、様々な内容についてもここでご意見等をいただく機会があらうかと考えまして、この第2条第2項について、設けたところでございます。

議長 3番、上野議員。

上野議員 ありがとうございます。処理方式の検討などを行っていただくことは結構なんですけど組合議会はきちんここにありますからね。こっちの方がよいとかこれがいいとかいう意見ではなくて、メリット、デメリットを並べた上で議会に提案していただくというような方法をとって頂かないと議会の意味がなくなってしまうのでよろしく申し上げます。

議長 要望ですね。はい。他に質疑ありませんか。6番、江口議員。

江口議員 あと、開催方法なんですけど、これは公開でやられるのかどうか。また併せて会議録についてはどのようになされるのか、教えていただけますか。

議長 再編建設推進室室長。

室長 はい、再編建設推進室室長。現在のところ、この会議につきましては公開で行っていくように、要綱案については定めております。ただ今後のご審議、ご検討いただく内容によりましては、その都度、非公開ということも会議体の中で検討させていただきながら進めてまいりたいと考えているものでございます。

議長 よろしいですか。6番議員。

江口議員 この中には書いてないんですか。

議長 再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。すみません。この中には盛り込んでません。申し訳ございません。原則、公開ですと、今のところ考えているものでございます。すみません。

議長 ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 続きまして報告第8号について報告を求めます。施設課長。

施設課長 はい、施設課長。はい、それでは「報告第8号、ごみ処理施設再編に伴うごみ分別及び搬入先の変更について」、ご報告させていただきます。資料と致しましては、右肩の方に、令和4年7月19日開催、第2回臨時会報告第8号、資料①という、A3縦長の資料となります。

令和5年4月から、可燃ごみ処理施設におきましては、嘉麻市の可燃ごみ処理施設（嘉麻クリーンセンター、ごみ燃料化センター）の休止、廃止により、嘉

麻市の可燃ごみは、同じく可燃ごみ処理施設であります桂苑にて処理を行うこととなります。これに伴い、これまで桂苑で処理を行ってまいりました穂波・筑穂地区の可燃ごみの定期収集分につきましては飯塚市クリーンセンターへ搬入、処理を行うこととなります。

今後、本組合におきましても、新たな処理体制を迎えるにあたり、円滑な処理を確保する上で、住民への周知につきましては入念に行っていく必要があると考え、構成市町と連携を図りながら実施していきたいと考えております。

資料の方をご覧いただきたいと思います。今回、構成市町の各担当者の元に聞き取りを行い、作成したものでございます。令和5年4月までの住民周知に係るスケジュールの予定表となっております。下段には、現行の可燃ごみ処理施設が令和5年4月以降、変更となるフローを掲載しております。変更となる地域につきましては、住民への周知が必要となってきます。上段のスケジュールと合わせてご覧いただければと思います。

今回のごみ処理再編に伴いまして、可燃ごみの取り扱いが大きく変わる嘉麻市におかれましては、周知徹底を図るため、処理施設の変更、収集日程、分別方法について継続的に広報を行い、周知を図られるとお伺いしております。

また飯塚市におかれましては、分別体系には変化はございませんが、とりわけ自己搬入（個人持ち込み分）につきまして、庄内地区、潁田地区の搬入先が、これまでのごみ燃料化センターから飯塚市クリーンセンターへと変更になるため、住民への周知が必要となります。この点につきましては12月を目処に周知を行うという予定であると、先般、飯塚市と確認させていただいております。

また収集体制やごみ分別に変更がない桂川町におかれましては、ごみ受け入れ体制の変更、及び変更に伴います搬入車両の往来予定について、年明けから順次、広報誌等により周知を予定しているということを確認させていただいております。

本組合としましては、嘉麻クリーンセンター、ごみ燃料化センターにおきまして、施設の廃止・休止に伴う搬入先や変更、特に個人持ち込みの方々につきましては新たな受け入れ先の分別基準を、両施設においてチラシの配布、ホームページにより継続的に周知を行なっていく予定でございます。

今回は現時点での予定としてお示しさせていただいておりますが、今後、周知事項につきましては、調整の必要がでた場合には各構成市町と本組合にて協議を行い、共通認識のもとで進めてまいりたいと考えております。ごみを、可燃ご

み再編に伴いうごみ分別、及び搬入先変更についての説明は以上となります。

議長 報告が終わりました。只今の報告について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

議長 報告第9号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

室長 再編建設推進室室長。では「報告第9号、基本構想、各種計画等の配布について」、ご報告をさせていただきます。右上に、報告第9号資料①としておりますA4縦、2枚綴りの資料をお願いいたします。

当組合では、令和3年度までにかけて、資料中に記載しております計画①一般廃棄物処理基本計画と、計画②の災害廃棄物処理計画、それから2枚目になりますけども、計画③の環境施設等再編整備基本構想の、3つの計画を策定致しました。各計画のそれぞれの内容に関しまして、その概要説明は資料中に大まかにではございますが記載しておるとおりでございます。この内容につきまして、本年2月15日の定例議会におきまして、ご報告をさせていただいた事項となりますので、本日は省略をさせていただきたいと思っております。

本日、お手元にお配りさせていただきました封筒に、この3つの計画書を収めておりますので、後日、ご覧いただきますようお願いを申し上げます。以上、「報告第9号、基本構想、各種計画等の配布について」のご報告でございます。

議長 報告が終わりました。只今から報告について質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これで本日の日程は全て終了致しました。会議を閉じます前に、一つ、お願いがございます、議長の方から。議員の皆さま、議事運営を円滑に行うためにですね、質問事項について通告をしていただきたいと思いますけれども、ご協力をお願いしますでしょうか。議案についてですね、事前に配布させていただきますので、それを、議案を見ていただいて、疑義があるところについてはですね、質問通告をしていただいてはいかがかと。なお、当然、この会議中にですね、疑義が生じたことについては、もちろん質問することはできます。ですから事前に質問通告をしていただければ、事務局の方でもですね、事務処理が円滑に行われると思いますので、ご協力をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょう

か。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。では次回の会議からですね。質問通告書なり何か作りましてですね、議案と共に配布させていただきますので、よろしくご協力の方、お願いいたします。

長い時間、会議にご苦勞さまでした。これで本日の会議を閉会致します。

これにて、令和4年第2回ふくおか県央環境広域施設組合臨時会を閉会致します。お疲れさまでした。